

令和 6 年度

第 11 回

上越市地域公共交通活性化協議会
議 案 書
(書面協議)

日 時

令和 7 年 3 月 28 日 (金) から
令和 7 年 4 月 7 日 (月) まで

浦川原区予約型コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について

1 要 旨

東頸バス㈱より、現在、浦川原区予約型コミュニティバスで使用している車両の経年劣化に伴い、同型への更新を予定しているが、現車両は公共交通移動等円滑化基準の適用除外車両であり、更新する車両についても、同基準の適用除外としたい旨申し出があったことから、同基準の除外について協議するもの。

2 移動円滑化基準適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）では、車両の新規導入の際には公共交通移動等円滑化基準（平成18年国土交通省令第111号。以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両（車いす対応等）の導入を義務付けている。

ただし例外として、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、乗車定員が23人乗り以下であって車両総重量5トン以下の自動車については、地方運輸長の認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる。

3 移動円滑化基準適用除外の申請理由

浦川原区予約型コミュニティバスは、特定の運行ルートを設定せず、利用者の予約に応じて随時運行可能である特性上、浦川原区内の各集落に広く停留所を設置しており、狭隘な道路も走行することから、小型車両が必要である。また、浦川原区内の小・中学生の朝夕の通学にも使用している。

このため、更新予定である小型車両に関し、狭隘道路における運行の安全性及び乗車定員の確保を図るため、移動円滑化基準第43条の規定に基づく適用除外認定を申請するものです。

4 移動円滑化基準適用除外申請車両

(1) 車両名称 トヨタ ハイエース（コンピューター スーパーロング）

(2) 車両台数 1台

(3) 車両仕様 定 員 14人（運転手含む）

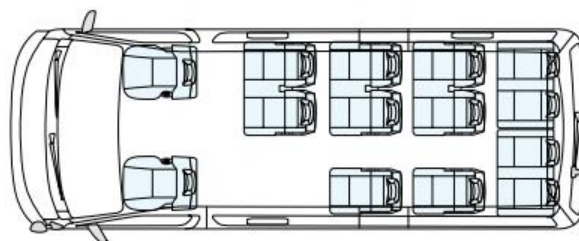
車内見取り図（カタログより引用）

全 長 5,380mm

全 幅 1,880mm

全 高 2,285mm

車両総重量 2,970kg



（参考 今回の更新に伴い廃車となる車両）

(1) 車 両 名 称 トヨタ ハイエース（コンピューター スーパーロング 14人乗り）

(2) 登録年月日 平成21年1月

(3) 走行キロ数 318,203km（令和7年2月末時点）

5 運行する狭隘な道路の一例

資料 1 のとおり

6 移動円滑化基準適用認定除外申請に関する条項

条 項	基 準	処 置
第37条第2項第2号 (スロープ板)	要設置	設置なし
第38条第1項 (床面の高さ)	65cm	67cm
第39条 (車いすスペース)	要設置	設置なし
第40条第1項 (通路の有効幅)	80cm	料金箱部通路 40cm 中 央 通 路 39cm
第40条第2項 (手すりの間隔)	3席ごとの垂直手すり	設置なし
第41条 (運行情報提供設備等)	車内・車外放送設備 前面・側面・後面行先表示幕等 次停留所等の情報等の表示設備 (運賃表示器内のバス停表示に より対応) 次停留所等の情報等の音声提供 設備 (デジタル車内案内放送装 置により対応)	設置なし

7 その他

この議案について、ご承認いただいた後、会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

【資 料】

- ・ 運行する狭隘な道路の一例・・・ 資料 1